

25消安第3521号

25生産第2194号

平成25年10月17日

農林水産省 消費・安全局表示・規格課長  
生産局農産部穀物課長

米穀の出荷販売事業者に対する法令の周知及び遵守の徹底に関する指導  
について

貴団体におかれましては、日ごろから米穀の適正かつ円滑な流通の確保等について、格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、三重県の米穀の出荷販売事業者等が、米穀の産地・品種等の偽装、用途限定米穀の主食用途としての販売、虚偽の取引記録の作成等を行っていたことが確認され、当省及び三重県から当該事業者に対し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく指示、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に基づく勧告及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）違反に係る指導を行ったところです。

当該事業者の行為は、主要食糧である米穀を扱う業界全体に対する消費者の不信感を惹起するものであり、誠に遺憾であります。

貴団体におかれましても、この事案を機に、傘下の米穀の出荷販売事業者に対し、改めて関係法令の周知をしていただくなど、法令遵守を始めとするコンプライアンスの徹底について指導をお願いします。

関係法令の参考資料は、以下のURLから入手できます。

- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

<http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/pamph.html>

- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/beikoku/brochure.html>

- 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/beikoku/brochure.html>